区のお知らせ

足立区

足立区千住一丁目50
☎（882）ーーーー
編集・発行／足立区役所

高齢者無料職業相談

高齢者に向く仕事の求人・求職についてのご相談がありましたらお申出ください。社会福祉協議会の専門相談員がおうけします。

相談日は，毎月第4火曜日午前10時〜午後3時（2月は24日）区役所1階の区民相談室です。

くらしに役だつ消費者センター
お気軽にご利用ください

消費者センターは、みなさんが日常の消費生活で出会う、いろいろな問題を解決するために、消費者相談・消費者教室、商品の品質や安全性についてのテストなどを行なっています。みなさんの身近に起こった消費生活上の苦情や相談をお寄せください。また、みなさんが自由に利用できる教室や会議室も備えています。

消費者は、商品の「安全性」への不安・買物上での不利益など、日常生活において、社会的に弱い立場におかれています。

このように、弱い立場におかれている消費者も、一人ひとりが、〈かしこく〉・〈強く〉なり、組織的に結合すれば大きな力となる消費者の組織づくりのため、地域消費者グループの育成を図っています。

このため、消費者センターでは消費者のみなさんの商品知識の習得をはじめ、現在消費生活上問題となっているテーマをとりあげ、消費者教室や座談会を開催し、みなさんに考えていただくとともに相談などを受け、その問題処理にあたっています。

また、買物相談から商品の苦情相談などを受け、その問題処理にあたっています。

▲くらしの相談は消費者センターへ

ご利用ください

消費者センターでは、みなさんのお役にたてるよう、いろいろな施設を設けています。

■**展示室**
安全性や品質の点で問題となるもの、苦情相談の事例、商品テストの結果などの参考資料を展示しています。

■**資料室**
消費者運動、消費生活の参考となる図書、刊行物、パンフレットなどを備えています。

■**相談室**
商品、サービスに関するみなさんの苦情、買物や生活の合理化についての相談を専門の消費生活コンサルタントがお受けします。

■**教室・会議室**
消費者グループの集会、消費者教室、消費者座談会、消費者の会合などに無料で開放し、知識習得の場としています。

■**テスト室**
みなさんの食生活をより安全なものとするため、食品の品質、栄養、添加物などに関するテストを実施し、情報提供をしています。ここでは、みなさんが疑問に思われた商品などについてもテストを行なっていますのでお持ちください。

これまでにこんな相談が

- 買い物をするうえでの注意事項
- 食品の保存、表示、苦情について
- クリーニングでのトラブル
- 訪問販売、通信販売、新聞契約などでのトラブル
- 衣服についたしみぬきについて
- 洗剤の安全性や粉せっけんの販売店について

このように日常の消費生活における、どんな事柄でもお受けしています。

■**相談受付**
毎週月〜金曜日（午前十時〜午後四時）☎八七〇ー一三〇
一　消費者テレフォン

申請をお忘れなく

私立幼稚園・類似施設の父兄への補助金が増額に

区では、私立幼稚園・幼稚園類似施設に幼児を通園させている父兄（保護者）に、補助金を支給しています。今回は、昭和五十年十月〜昭和五十一年三月までの六か月分（後期分）です。該当する父兄の方は申請をお忘れなく。

また、前期分（昭和五十年四月から九月まで）を申請されなかった父兄も手続きしてください。

なお、区内の幼稚園類似施設は松山学園、黒田学園、永昌院童子園、花畑団地幼児教室の四園です。

補助金の額と支給時期

昭和五十年十月分から補助金の額が次のように増額されました。

①五歳児一人につき月額二千五百円（改定前二千円）
②四歳児一人につき月額千五百円（改定前千円）
③支給時期は、三月下旬の予定

補助金を受けられる父兄

①昭和五十年四月一日以降、足立区の住民であること
②私立幼稚園または幼稚園類似施設に在籍し、次の生年月日の幼児をもつ父兄
・満五歳（昭和四十四年四月二日〜昭和四十五年四月一日生）
・満四歳（昭和四十五年四月二日〜昭和四十六年四月一日生）
③保育料は、三月分まで完納していること

申請期限

▽三月十五日（月）までなお、昭和五十年度の補助金を今回の申請期限までに申請しないと、補助金が受けられなくなります。必らず期限までに申請してください。

申請の方法

①足立区内の私立幼稚園および幼稚園類似施設に在籍する園児の保護者については、園に手続きし、園が一括して申請する方法をとっていますが、今回の後期分については、すでに園から一括申請済みです。

②足立区外の区市町村にある私立幼稚園および幼稚園類似施設に在籍する園児の保護者は、本人が直接、区役所総務課総務係へ申請してください。（郵送による申請は、事故が多いため受付けません）

直接個人で申請するときに必要なもの
▽印鑑（ゴム印やインクによるものは不可）
▽園児在籍証明書（園児の生年月日の記入があるもの）
▽保育料納入済証明書または領収書（補助金を三月分まで支給しますので、保育料も三月分まで納入したものが必要です）
◎銀行振込みを希望される方は、銀行名・支店名・口座番号を確認できる預金通帳等をご持参ください。

その他

①住所を移転した方は、その区に住んでいた月分を、それぞれの区市町村に申請してください。
②申請書類は、幼稚園または区役所総務係に備えてあります。

問い合わせは、区役所総務係へ。

消火器を設置
避難道路に60メートル間隔で

大地震はいついかなる場所で発生するかわかりません。区では、不慮の災害に備えて、区民の生命と財産を守るためいろいろの対策を構じてきました。避難対策もその一つです。

避難対策としては、今までに広域避難場所および避難道路を指定し、道路標識、避難場所標示板を設置する等の対策を実施してきました。

ひきつづき、避難道路安全化のため、避難道路沿いに消火器を配備する計画をすすめてきましたが、このたび、町会の協力を得て避難道路両側に約六十メートル間隔で、七百十一本の配備が完了しました。

配備した消火器は強化液式六メートルと粉末式六・五kgの二種類です。

強化液式は、以前、町会、自治会に配備したものと同型式ですが、粉末式は、以前、配備した粉末式消火器に比べ、約二倍の消火力がある大型のものです。

これらの消火器は、大地震の際、避難道路沿線の家屋の火災を初期消火するとともに、道路上の車火災を消し止めて避難者が安全に避難することを目的として配備したものです。と同時に、平常火災における初期消火にもぜひ役立ててください。

新しい試みとして格納箱側面に区民のみなさんから募集した防災標語を印刷しました。

〝大地震、避難は徒歩で車は禁止〟
〝防災は、からだで訓練、心で準備〟

これはその標語の一部です。これらの標語を合言葉に普段からいざというときのために備えておきましょう。

問い合わせは、区役所防災課へどうぞ。

魚と豚肉の安売りデー

区では、消費者対策の一環として魚と豚肉の安売りを行なっています。魚は、関東水産物商業協同組合千住・西新井両支部の協力を得て、毎月第三金曜日に水産物の安売りデーを設けています。

今月は、「するめいか」六トン（一パイ百七十五円〜二百五円）と「さんま」三トン（一尾五十円〜五十五円）を販売します。これは、市場を通さず産地直送したものです。

鮮魚　二月二十日（金）
※青色のたれ幕のある魚屋さんで販売します。

豚肉　二月二十八日（土）
※黄色のたれ幕のある肉屋さんで販売します。

入園児童を募集中

区立上総湊養護学園

お子さんの健康の増進を図るとともに、よい習慣を身につけさせながら小学校の教科課程を修得させる学園です。

■**所在地**　千葉県富津市湊七七三（内房線上総湊駅下車）

■**開園期間**　五十一年四月〜五十二年三月（夏休み、冬休みは区内小学校と同じ）

■**定員**　年間　五十名

■**経費**　児童賄費としての保護者負担額は（おやつ代含む）一日三百六十円です。

このほか、区から一日二百三十円の補助があります。

■**申込期限**　二月二十八日（土）まで

■**申込方法**　各小学校長に申出てください

■**入園資格**　小学校三年以上でせんそく・肥満・病気にかかりやすい・甚しい偏食・病後で体力回復を図るなどの児童

くわしくは、学校または教育委員会学校保健係へどうぞ。

きれいな空気を吸う児童

センター・児童館・老人館だより

◆**東部区民福祉センター**　☎六〇五ー七一〇一
■**日本の伝承あそび**ー二月二十七日（金）午後一時　■**ひな祭こども会**ー二月二十九日（日）午後二時

◆**中部区民福祉センター**　☎八九ー四六六一
■**子ども映画会**ー二月二十一日・二十八日（土）午後一時三十分　■**プラネタリウム**ー二月二十五日（水）午後三時　■**老人無料マッサージ**ー二月二十七日（金）午前九時三十分…先着七十名

◆**西部区民福祉センター**　☎八九七ー五〇一六
■**老人踊り教室**ー二月二十日（金）午前十時三十分　■**児童映画会**ー二月二十一日（土）午後二時　■**老人生花教室**ー二月二十八日（土）午後一時三十分　■**子どもひなまつり会**ー三月三日（水）午後二時

◆**千住区民福祉センター**　☎八八二ー二七六五
■**工作のつどい**ー二月二十一日（土）午後一時　■**老人ペーパーフラワー教室**ー二月二十七日（金）午後一時三十分…**申込み**は二十日（金）から　■**フォークダンス**ー二月二十九日（日）午後三時　■**子ども映画会**ー二月二十九日（日）午後一時三十分

◆**西伊興児童館**　☎八九七ー六九四八
■**創作バレー発表会**ー二月二十二日（日）午後一時三十分　■**卓球教室**ー二月二十八日（土）午後三時　■**子ども映画会**ー二月二十九日（日）午後三時

◆**新田児童館・老人館**　☎九二二ー三四二一
■**ギター教室**ー二月二十一日（土）午後二時　■**子ども映画会**ー二月二十二日（日）午後二時　■**老人盆栽クラブ**ー二月二十四日（火）午前十時　■**老人ひな祭**ー三月三日（水）午後一時

◆**千住あずま児童館・老人館**　☎八二二ー二二一八
■**子ども映画会**ー二月二十八日（土）午後二時　■**老人浪曲大会**ー二月二十九日（日）午後一時三十分

◆**本木東児童館**　☎八四九ー三〇〇五
■**父母映画会**「周遊券の旅・南近畿」ー二月二十日（金）午後二時　■**子ども映画会**ー二月二十一日（土）午後二時　■**紙芝居**ー二月二十四日（火）午後三時四十分　■**紙工作**ー二月二十七日（金）午後三時

◆**教育センター**　☎八五〇ー八八〇一
■**音楽の話題**ー二月二十六日（木）午後六時　■**手芸・折り紙教室**ー三月四日〜三月二十五日までの毎週木曜日午後二時…定員ー先着三十名、教材費ー約二千円、**申込み**は二十一日（土）から

◆**花畑区民センター**　☎八五〇ー二六一七
■**子ども映画会**ー二月二十一日（土）午後一時三十分　■**映画会**「私が棄てた女」ー二月二十二日（日）午前十時・午後二時　■**子ども手芸教室**ー二月二十二日（日）ー午前十時　■**フォークダンス**ー二月二十八日（金）午後二時　■**家族対抗オセロ大会**ー二月二十九日（日）午後一時三十分

〈材料費を明記していない教室は無料です〉
〈**申込みとくわしいことは、直接各施設の事務室へ**〉

農住団地建設の新しい制度
住宅街区整備事業

農業と住宅が、調和しながら共存できる町を作るための制度ができました。地元の皆さんのご協力をお願いします。

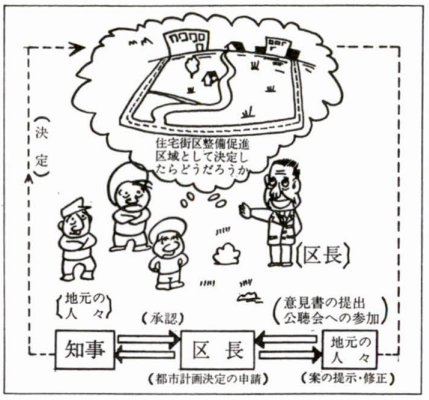

大都市の近郊では、宅地難のため農地の中に住宅がバラバラと建ち、農地と住宅の混在が目立っています。このような状態では、日当たりや風通しが悪くなって、農業もやりにくく、住宅にとっても道路や排水設備がうまくとれません。

そこで、農地を効果的に保全しながら、計画的に住宅地も作るという、農業と住宅が調和しながら共存できるようにした制度ができました。

これが昭和五十年七月に成立した「大都市における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法」による住宅街区整備事業です。

この事業は、まとまった農地を保全しながら、農地所有者などを中心として、町づくりをしていこうという農地構想を実現するための、一つの方法として作られた制度です。

具体的には、一ヘクタール以上の土地で、次のようなことを同時に行ない、住みよい町を作ります。

▼道路や公園などの、公共施設を新しく作ったり、広くします。

▼農業用地を、集合農地として住宅地からの影響を軽減し安心して農業が続けられるようにします。

▼土地の高盛整備とあわせて上下水道、ガスなどの整備を行ない、歩行者専用道路、子供の遊び場などを作ります。

▼住宅を必要としている人たちのために、中高層の賃貸住宅や分譲住宅を建設します。

※くわしい内容をお知りになりたい方は、区役所都市整備課へどうぞ。

競争入札
参加願い受付け

昭和五十一年度に、本区の建設工事・物品等の競争入札に参加を希望される方は、つぎにより所定の様式で提出してください。

なお、物品等の昭和五十年度の参加有資格者は、昭和五十一年度も継続するものとし、今回の受付は新規業者のみを対象とします。

受付期間…三月一日から三月二十四日まで

受付時間…午前九時三十分から午後四時まで（正午から午後一時までは除く）

土曜日は午前十一時三十分まで

区内業者の方は、三月六日（土）午後一時～三時の間、相談と受付を行ないます。

用紙…東京都財務局所定様式（東京都弘済会で販売）

くわしくは、区役所経理課へ。（建設工事関係…内線二四七～八、物品関係…内線二四九）

国民健康保険
加入手続は十四日以内に

退職などで国民健康保険加入の資格を取得した方は、十四日以内に届出をしてください。

また、一定以上の収入があるため、お子さんたちの被扶養者になれない方も、国民健康保険に加入しなければなりません。

該当する方は、次の要領で手続きをしてください。

■手続きに必要なもの

▽健康保険の離脱証明または退職証明

▽印かん

▽同じ世帯で、すでに国民健康保険に加入している方がいるときは、その被保険者証

■手続きをするところ

▽区役所二階国民健康保険課

▽各出張所

問い合わせは、区役所国民健康保険課資格賦課係へ。

療養中に職場をやめた方へ

診療中の病気については、退職しても、職場の健康保険がそのまま適用され、職場の健康保険継続療養証明書が交付されます。

これは被保険者だけでなく、被扶養者も同様です。

くわしくは、職場の担当の方にご相談ください。

足立区少年鼓笛隊・合唱団
練習発表会

昨年四月、新入隊団員を迎えた足立区少年鼓笛隊・合唱団は、毎週土曜日の午後、練習にはげんできました。

足立区の少年少女達が鼓笛隊・合唱団活動による情操教育を通じてあたたかい、豊かな心持ちや、すばらしい友情を育ててきました。

日頃、区の各種行事を通じてみなさんの温いご理解とご声援をいただいていますが、ここに鼓笛隊・合唱団の一年の成果として、練習発表会を行ないます。

日時　二月二十九日（日）午後一時

場所　足立区文化会館・体育館

内容　第一部…式典　第二部…合唱団・鼓笛隊発表他

問い合わせは、教育委員会青少年係へ。

スポーツ教室のお知らせ

スポーツ教室の開催期限はつぎのとおりです。

▽二月末日で終わりになる教室

卓球（千寿第四小、第十四中、鹿浜中、梅島小）

バドミントン（綾瀬小、渕江小、第三中）

バスケットボール（第九中）

▽三月十日で終わりになる教室

体操（第十五中）

※なお、バレーボール教室（興本小、大谷田小、青井中、花畑中）は三月一日～三月十九日の期間中実施しています。

問い合わせは、教育委員会体育課へ。

二十歳になったら国民年金に加入を

二十歳になると、成人としていろいろな権利ができます。それと同時に、果たさなければならない義務も要求されます。

国民年金に加入することもそのひとつです。

自分で事業をしているか、あるいは他の公的年金に加入していない二十歳以上の方は、国民年金に加入しなければなりません。ただし、サラリーマンの奥さん、年金を現在受けている方、昼間部の大学生は例外ですが、希望すれば国民年金に加入することができます。

国民年金制度は、二十歳から六十歳まで掛け金を納め、六十五歳から老齢年金を受けとるしくみになっています。

掛け金を納めていれば、障害者になったとき、母子家庭になったとき、あるいは被保険者が死亡してその子供が遺児になったとき（一定の要件を満たしていることが必要）、それぞれ障害年金、母子年金、遺児年金を受けとれますから安心です。

国民年金の加入の手続きは、印鑑をお持ちのうえ、区役所国民年金課へおいでください。

問い合わせは、区役所国民年金課適用係へどうぞ。

戸籍のおはなし

(問)　近いうちに子供が生まれるので、名前を考えているところです。命名用の文字に制限があると聞きましたが、その内容についておたずねします。

(答)　お子さんの名前に使用できる文字は、当用漢字、人名用漢字、片かな、平がなに限られ、それ以外の文字は使用できないことになっています。

(問)　私の本籍地は北海道ですが、遠いためいろいろ不便を感じています。本籍を足立区に移したいのですが、どのような手続きをすればよいのでしょうか。

(答)　あなたが親権者であっても、離婚届が受理されただけでは、お子さんはあなたの戸籍にはのりません。家庭裁判所へ「子の氏の変更許可」の申立てをしてください。その許可がおりてから、入籍届をすることになります。そこではじめて、お子さんがあなたの戸籍に記載されます。

(問)　私の住んでいる町は、最近住居表示が実施され、町名、地番とも新しい表示になりました。私は本籍も住所と同じ所においてあるのですが、区役所から土地の名称変更通知を受けたところ、本籍欄の表示が町名だけなおされ、地番はそのままになっています。住所は○○番地から○番○号に変わっているのに、戸籍にはいままでの地番のままで記載されています。これは何かの間違いではありませんか。

(答)　住居表示で町名などが変わった場合、戸籍の本籍欄は町名だけ更正され、地番はそのまま表示されます。住居表示は住居（住所・居所・事業所等）の場所の合理的な表示を定めるため、街区符号（番）と住居番号（号）を用いて表示しています。戸籍の地番号は、土地登記簿による地番号を記載するもので、住居表示による番号は記載できないのです。

※そのほか、戸籍についてくわしいことをお知りになりたい方は、区役所第一戸籍係または第二庁舎第二戸籍係へどうぞ。

同和問題の理解のために(63)

同和問題が特に最近話題になっています。しかし正しく理解している人は意外に少ないようです。

このため区では、これまで同和問題の啓蒙を次のように実施してきました。

まず区のお知らせに連載しているコラムです。

次に年一回お知らせの特集号を発行しています。

さらにパンフットも作成しています。

さてこれまで、お知らせのコラムは運動団体に依頼した原稿を掲載していましたが、今後は区が作成して掲載することにしました。

同和問題とは一言でいえば、同じ国民でありながら、同和地区に住んでいるか、出身であるというために日本国憲法が規定する基本的人権を侵されていることです。

このような差別が一日も早くなくなるよう、順を追って各号で同和問題の解説を掲載して行きます。開始あたり区民の皆さまの御理解と御協力をお願いいたします。

▽同和行政については

区・同和対策担当（内線二一五）

▽差別にかかわる生活などの問題については

☎八五〇―七七六九

掲示板

■米飯提供業者の登録を

米飯提供業者（旅館、一般食堂、すし屋、割烹、そば屋、給食センター等）として営業するためには、食糧管理法にもとづく登録が必要です。

現に登録を受けていて、登録有効期限が三月三十一日までの方、現在営業していてまだ登録していない方は、次により登録手続きをしてください。

申請期間　二月二十三日（月）～二十八日（土）

持参するもの　印鑑、保健所の営業許可証、旧登録票、手数料四百五十円

申請と問い合わせ先　区役所一階消費生活係

■平野野球場の使用を中止

平野野球場は、補修工事のため、次の期間中使用を中止しますのでご了承下さい。

休場期間　三月一日～六月三十日（予定）　野球場二面

※なお、庭球場は従来どおり使用できますが、駐車場は使用できません。ご注意ください。

問い合わせ先　教育委員会体育課

■就職希望の高齢・心身障害の方へ
事業所見学

日時・対象・定員

心身障害の方…三月三日（水）三十名

高齢の方…三月五日（金）五十名

集合場所・時間は、両日とも区役所前、午前九時です。

申込み　区役所援護係または足立公共職業安定所（千住河原町五）まで。定員になり次第締切ります。

問い合わせ先…区役所援護係までどうぞ。

■生徒募集

足立区商連高等職業訓練校

この訓練校は、商業従業員のためのもので、都内ただ一つの職業訓練法による認定校です。次の要領により生徒を募集します。

資格　都内居住者または勤務者

期間　四月一日から一年間

授業内容　販売士・商業簿記など

授業日　毎週日曜日　午前九時から

経費　テキスト代のみ

場所　足立区商振連会館（千住仲町三）

申込み　三月二日までに、足立区商振連事務局（☎八八一―九一二一）へ。

■簡易保険
小額保険契約の特例措置

昭和二十四年以前にご加入の簡易保険については、お申出により特別一時金を、お支払いすることになりました。取扱い期間は、次のとおりです。

▽昭和十六年三月三十一日以前にご加入の契約は、昭和五十一年一月一日から三年間

▽昭和十六年四月一日以後にご加入の契約は、昭和五十一年七月一日から三年間

くわしくは最寄りの郵便局へ。

■栄養指導講習会

日時―三月三日（水）午後一時三十分

内容―▽幼児期のむし歯・偏食予防と食事▽間食の工夫▽ひなまつりむき調理実演

費用―無料

場所―竹の塚保健相談所

申込み―電話で竹の塚保健相談所（☎八八五―五四二二）栄養士へ。

■区民フォークダンスの夕べ

日時　二月二十六日（木）午後六時三十分～九時

場所　千寿第三小学校体育館

参加費　無料（入場自由）

問い合わせ先　足立区フォークダンス連盟　☎八八一―九〇六五

■新しい消防署（消防団）ができます

現在、区内には千住消防署と西新井消防署がありますが、これに加えて三月一日に新しい消防署が西伊興町にできます。

また、消防署の分割に伴い、現在の西新井消防団は、足立消防団および西新井消防団に分割されます。

消防署の所在地・名称

西新井消防署（新設）西伊興町五九―六　☎八五三―〇一一九

足立消防署（現西新井消防署）梅島二丁目一―一　☎八八六―四一八七

お礼

次の方から多額の寄付をいただきました。

◎育英資金に…田中正次さん（伊興町五七八）

申告所得税（第3期分）の納税等について

◎振替納税を利用している方は、税務署から送付された「振替納付書」に納付金額を記入し、確定申告書を添えて、税務署に提出してください。

◎振替納税を利用していない方は、税務署から送付された納付書を使って、3月15日までにお近くの銀行郵便局、または税務署にお納めください。

◎第3期分の1／2以上を期限内に納付（振替納税も含む）されますと、残額は5月31日まで延納することができます。

延納期間中は、年7.3%（日歩2銭）の割合で計算した利子税がかかります。ただし、延納額が32,000円以下の場合は利子税がかかりません。

◎還付を受けるための申告書は、なるべく2月中に提出してください。

"納税証明書を請求なさる方へお願い"

3月は確定申告書の提出や、その整理のため混雑が予想されますので、この期間はなるべくさけてください。

なお、確定申告分についての納税証明書の請求に当たっては、お手数でも「申告書控」および「領収証書」をご持参ください。

問い合わせは、税務署管理徴収部門へ

足立税務署 ☎888－6241・西新井税務署 ☎840－1111

■たばこは区内で買いましょう　■自転車には、住所氏名を書き、防犯登録をしておきましょう

H.T 215,000